

「ひとにやさしいまちづくり推進指針」見直し内容

I 推進指針策定の経緯等

1 「推進指針」策定等の経緯

- H8年4月 「ひとにやさしいまちづくり条例」施行
- H8年4月 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」策定
- H13年2月 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」見直し
- H20年4月 「ひとにやさしいまちづくり条例」全部改正
- H21年3月 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」見直し（改正条例に基づく策定）

2 策定の根拠規定 ひとにやさしいまちづくり条例

(推進指針の策定)

第9条 知事は、前条の基本方針に基づき、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を実施するに当たり、**施策の基本的な方向その他必要な事項に関する推進指針**（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

3 推進指針の位置付け

- ① 県がひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための「行動指針」
- ② 県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むための「ガイドライン」

4 今回の見直しの視点

現行指針の策定（前回見直し）後の、**ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の大きな変化に的確に対応していくために、下記の視点により、今回推進指針を見直すもの。**

- ① 東日本大震災津波の経験、対応を踏まえた見直し
- ② 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした見直し
- ③ その他、状況の変化等による見直し

＜現行指針の主な内容＞

- ユニバーサルデザインとは（「ユニバーサルデザイン」に関し、目的、趣旨、内容、進め方等について説明）
- ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況（少子化の動向、高齢社会の進展、障がい者の現状、これまでの推進活動の現状等）
- 推進上の主な課題（一般的な課題、ひとづくりの課題、まちづくりの課題等）
- 推進の基本的視点（多様な利用者の参画促進及び対話プロセスの重視、取組の発展的推進、さりげないデザインへの配慮、柔軟な取組）
- 具体的な推進方向（ひとづくり、まちづくり、ものづくり、情報・サービス、社会参加）
- 主要な指標
- 推進主体の役割（県民、事業者、民間団体、行政）
- 推進指針の見直しの時期（平成26年度に見直すこと）

II 今回の見直しの主な内容等

見直しの視点

1 東日本大震災津波の経験、対応を踏まえた見直し

- 防災ボランティアの育成やそのネットワークづくりの必要性があること。
- 東日本大震災津波の被災地における復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があること。
- 災害発生時の高齢者、障がい者等の良好な避難環境の確保や、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化の必要性があること。

2 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした見直し

- 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、
 - ・障がい者支援などのボランティア活動を促進する必要があること。
 - ・競技会場や宿泊施設、観光施設等ハード面のユニバーサルデザイン化や、受け入れ側のソフト面の対応を充実する必要があること。
 - ・高齢者や障がい者の社会参加とその理解を進める必要があること。

3 その他、状況の変化等による見直し

- 人口減少・少子高齢化の進展
- 平泉の世界遺産登録やILC誘致活動による国際化への対応 等

課 題

新たな推進方向（主なもの）

【ひとづくり】

- 防災ボランティアの育成・活動団体のネットワークづくり
- 高齢者や障がい者に関わることへの理解やイメージアップを促進するための取組
- 生涯を通じて県民が自ら学習する機会や学習情報の提供
- 国体・全国障害者スポーツ大会を契機としたボランティア活動の促進

【まちづくり】

- 東日本大震災津波からの復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入促進
- 福祉避難所の指定や避難施設のユニバーサルデザイン化の促進
- 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした競技会場や宿泊施設、観光施設のユニバーサルデザイン化の促進
- ユニバーサルデザイン観光に係る検討
- 平泉の世界遺産登録等により見込まれる外国人観光客の増加への対応

【情報・サービス】

- 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした点訳・朗読・手話・要約筆記等の人材養成による視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供の充実
- 避難行動要支援者への情報提供方法の確立や、障がい者の災害対応マニュアル等の普及

【社会参加】

- 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした高齢者や障がい者の様々な活動への参加の促進や受け入れる側の意識を向上

推進主体の役割

- 県民に期待される役割に、**高齢者や障がい者などの当事者の方にも可能な範囲で積極的に活動に参加することを追加**
- 推進主体として、**自治会・自治組織を追加**（民間団体等）

推進指針の見直し

推進指針は、国体・全国障害者スポーツ大会の終了や東日本大震災津波からの復興の状況等を勘案し、**平成31年度を目途に見直し**を行うほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行う。

【具体的な推進方向の進捗管理】

具体的な推進方向の進捗については、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行う。